n —	・ ネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	単位
-,-	建て住宅 性能基準による場合	
	l r	2
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3
	モデル住宅法による場合	1
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1
	仕様基準による場合	4
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1
一戸	では宅以外の建築物 ■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	法第11条第 1 項に規定する住宅部分 	
	性能基準による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28
	フロア入力法による場合、仕様基準による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	5
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	10
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	15
	法第11条第1項に規定する非住宅部分	
	モデル建物法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	30
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	37
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	43
	標準入力法による場合	
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	64
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	76
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	87

<sup>\*1</sup> 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準

<sup>\*2</sup> 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に 関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に定める基準